〃	第四回	七十三億六千百九十四万円	七十二億二千八百八十三万六千二百八十円		
〃	第五回	四十億二百二十七万円	三十九億二千五百四十二万六千四百十六円		
〃	第六回	七十六億六千七百九十二万円	七十五億二千九百二十八万四千二百四円		
〃	第七回	五十九億三千四百万円	五十七億九千百五十八万四千円		
〃	第八回	百五十億五千百九十五万円	百四十七億七千四百九十九万二千百六十七円		
〃	第九回	六十億五千六百二十八万円	五十九億六千五百十九万三千七百円		
個人向け利付国庫債券（変動・十年）	第二回	六十一億三千二百六万円	六十一億一百八十二万九千四百二十七円		
〃	第三回	二十三億四千百三十六万円	二十三億二千八百九十七万七千四百二十二円		
〃	第四回	百九十四億二千三百九十一万円	百九十三億三千百三十九万七千七十三円		
〃	第五回	百五十二億九千四百九十八万円	百五十二億千四百五十万七千四百七円		
〃	第七回	百六十一億五千百五十七万円	百六十一億六千六百六十三万千円		
〃	第六回	三百三十一億五千三百九十五万円	三百二十九億九千六百三万五千六十二円		
〃	第八回	六百三十一億四千三百八十六万円	六百二十八億四千三百六十四万六千五百九十七円		
〃	第九回	百七十七億八千三百六十五万円	百七十六億八千九百九十一万二千八百十五円		
〃	第十回	五百五十七億二千八百四十八万円	五百五十四億六千三百七万九千三百八十一円		
〃	第十一回	百六十四億二千八百三十一万円	百六十三億四千百九十八万三千九百九十四円		
〃	第十二回	三百三億七千二十九万円	三百二億二千五百六十六万七千八百二十三円		
〃	第十三回	八十二億九千四百二十三万円	八十二億五千六十四万八千六百三十九円		
〃	第十四回	二百三十二億四千七百六十四万円	二百三十一億三千六百九十五万二千三百八十八円		
〃	第十五回	百二十四億七千四百五十三万円	百二十四億九百二万四千四百十二円		
〃	第十六回	二百八億三千六百四万円	二百七億三千六百八十一万三千百七十一円		
〃	第十七回	四十八億四千九百二十九万円	四十八億二千三百七十八万六円		
〃	第十八回	八十八億百三十八万円	八十七億五千九百四十六万百八十四円		
〃	第十九回	四十七億九千二百二万円	四十七億六千六百八十八万八千四百十一円		
〃	第二十回	七十二億千八百七十三万円	七十一億八千四百三十五万八千十一円		
〃	第二十一回	十九億百五十二万円	十八億九千百四十九万七千三百三円		
〃	第二十二回	二十四億六千六百九十七万円	二十四億五千五百二十一万六千五百二十二円		
〃	第二十三回	十億六千五百三十二万円	十億五千九百六十九万七千七百二十八円		
〃	第二十四回	二十四億七千二百八十六万円	二十四億六千百八万九千二百十八円		
〃	第二十五回	七億八千七百五十六万円	七億八千三百四十三万三千二百十四円		
合計		四千三百八十六億五千五百九万円	四千三百五十六億七千四百十五万四千四百九十九円		

○防衛省告示第六十九号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十条の規定に基づき、徳島飛行場の施設について次のとおり告示する。

平成二十二年四月八日

防衛大臣　北澤　俊美

一　昭和三十三年防衛庁告示第百八十四号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第一項中「北緯三十四度七分五十八秒　東経百三十四度三十六分二十一秒」を「北緯三十四度七分五十六秒　東経百三十四度三十六分三十三秒」に、「八メートル」を「十一・四メートル」に改める。

(二)　第二項中「ｃ級」を「ｂ級」に、「単車輪　五十四トン　複車輪　九十五トン　複々車輪　百三十八トン」を「単車輪　九十トン　複車輪　百二十四トン　複々車輪　百八十二トン　複数車輪　二百十六トン」に改める。

(三)　第四項第一号中「二千メートル」を「二千五百メートル」に改め、同項第二号中「約三千二百八十メートル」を「約四千五百七十五メートル」に、「三十メートル、二十六・五メートル」を「三十四メートル、二十八・五メートル」に改め、同項第三号中「約三万五千八百平方メートル」を「約五万千四百平方メートル」に改める。

二　昭和三十三年防衛庁告示第百八十五号の一部を次のとおり変更する。

(一)　第四項の表飛行場灯台の項中「毎十秒間」を「毎六秒間」に、「五秒ごと」を「三秒ごと」に改め、同表進入角指示灯の項中「四百三十一メートル」を「四百八十八メートル」に、「三百七十八メートル」を「四百五十四メートル」に改め、同表滑走路距離灯の項中「約二百八十メートル」を「約三百十二メートル」に改める。

(二)　第一図及び第二図を次のように改める。